

平成28年度

みんなが主役!

協働

の  
まちづくり

提案を募集します!

アイデア、  
待ってます!

2次応募期間

6月17日(金)まで



## 1 提案事業の趣旨

まちづくりの主体である市民活動団体、事業者と市がお互いの強みを生かし、弱みを補い合い、力を合わせて取り組む「協働」を推進（定着・発展）するために、市民活動団体、事業者から地域課題を解決する事業の提案を受け、市との協働委託契約により事業を実施します。

目的

- ・「協働」によるまちづくりの実現
- ・地域、行政課題の発見と解決
- ・団体の特性を活かしたまちづくり
- ・ネットワークの構築
- ・団体の活動意欲の向上

## 2 事業の形態

事業主体を提案者(市民活動団体あるいは事業者)と市と位置づけ、「相互に対等な立場で自主性を尊重する」という協働の基本理念に沿う形として協働委託契約を結びます。

## 3 提案できる団体

磐田市民を対象に、磐田市内で活動できる団体であること。(市内の団体に限りません)  
このことに加え、下記に該当する団体が対象となります。

- (1) 代表者を含め5人以上の構成員で組織していること。
- (2) 団体に関する定款、規約等に基づいた運営がされていること。
- (3) 会計処理を的確に行い、その内容を示すことができること。
- (4) 提案に係る事業を的確に遂行し、その成果報告ができること。
- (5) 公の秩序に反する団体でないこと。

## 4 対象となる事業

全ての項目に該当する事業が対象となります。

- (1) 公益的・社会貢献的な事業であって、市民活動団体または事業者と市が協働して取り組むことにより、地域課題の解決が図られる事業
- (2) 地域課題や市民ニーズを的確に捉えた事業
- (3) 本市の総合計画の基本施策を進めるための事業
- (4) 市民満足度が高まり、具体的な効果・成果が期待できる事業
- (5) 役割分担が明確かつ妥当な事業
- (6) 提案者の特性が発揮される先駆的で新たな視点からの事業
- (7) 予算（事業費）の見積もりが適正である事業

## 5 対象とならない事業

次のいずれかに該当する事業は、対象外となります。

- (1) 営利を目的とした事業
- (2) 特定の個人又は提案団体のみが利益を受ける事業
- (3) 学術的な研究事業

- (4) 交流事業等の親睦を深めることを目的とする事業
- (5) 施設等の建設や整備を目的とする事業
- (6) 国、地方公共団体などから当該事業に対する助成等を受ける事業
- (7) 政治、宗教又は選挙活動を目的とする事業
- (8) 公序良俗に反する事業

## 6 平成 28 年度 協働提案事業テーマ

### テーマ設定型

市の課題に対応した公益的・社会貢献的な事業提案を募集します。

重点テーマ：子育て支援、教育支援、地域自立支援、多文化共生支援

### 自由提案型

市の総合計画に掲げる 38 事業の取り組みに沿って行われる公益的・社会貢献的な事業提案を募集します。

将来像	基本目標	基本施策	
「光と風・水と緑 自然あふれ、歴史・文化薫るゆとりと活力のまち」 ひとが、まちが、いま輝き出す	環境にやさしいまち	環境保全の推進 省資源・エネルギー対策の充実 環境教育の推進 生活環境の向上 循環型社会の推進 上下水道の整備	
	誇りと感動を持てるまち	住んで良かったと思えるまちづくり	計画的な土地利用の推進
			市街地整備の推進
			道路網の整備
			緑豊かなまちづくり
			住生活の向上
			美しい街並みづくり
	安全・安心に暮らせるまち	豊かな心を育み活躍できるまちづくり	公共交通機関の利用促進
			地域情報化の推進
			子どもの教育の充実
			健全な青少年育成
			学習機会の充実
文化の振興と歴史遺産の整備、活用			
安全・安心に暮らせるまち	安全・安心なまちづくり	スポーツの振興	
		多文化共生と国際交流の推進	
		男女共同参画の推進	
		地域防災対策・体制の強化	
		地域防犯体制の強化	
		交通安全対策の充実	
やさしさ、ふれあい、支え合いのまちづくり	やさしさ、ふれあい、支え合いのまちづくり	消防・救急体制の充実	
		治山・治水対策の充実	
		消費生活対策の充実	
		地域福祉システムの充実	
		子育て環境の整備	
		高齢者福祉の推進	
		障害者福祉の推進	

	交流と活力のある元 気なまち	交流と活力のある まちづくり	健康づくりの推進
			地域医療体制の充実
			農林水産業の振興
			商業・サービス業の振興
			工業・新産業の育成、振興
			観光・交流の振興
			雇用環境の充実

## 7 事業費

協働事業に関わる委託料は、事業実施に必要な経費で、上限は50万円です。

## 8 対象となる経費

対象となる経費は、協働事業を実施するために直接必要とする経費のみとし、以下の区分によります。

経費項目	対象となる経費の例	対象とならない経費の例
賃金	事業実施にかかる人件費、臨時 雇い賃金等(基準：800円/h)	団体の通常業務に係る人件費
報償費 (謝金等)	外部の講師、指導者等への謝礼 等	支出先が明確でない図書カ ードなどの金券、参加者全員に 配布する記念品等
旅費	事業実施にかかる講師・指導者 等の交通費や宿泊費の実費、ス タッフの交通費等(ガソリン代 の場合は、37円/km)	事業参加者の交通費や宿泊 費、出張先での食事代、事業 に直接関係のない研修会等へ の旅費等
消耗品費	用紙代、材料代、食材、事務用 品(3万円/件以内を原則)等	
印刷製本費	コピー代や印刷製本費等	
食糧費	講師・指導者等への弁当・飲み 物(1,000円以下/回)等	参加者・スタッフの会議及び 講演会等の茶菓子、食事、飲 食代(慰労・反省会、酒代等)
通信費	郵便料等	電話料、携帯電話利用料
手数料	振込手数料、筆耕料等	社会通念上スタッフが行うこ とができる人的サービス等
保険料	賠償保険料等	
使用料及び 賃借料	会議室、施設、機具等の使用料 やバス等の借り上げ料等	団体が自ら所有している施設 等の家賃、使用料、借り上げ 料、光熱水費等
事務管理費	※委託料の15%以内	

### ※事務管理費

対象事業を運営する上で必要とする諸経費です。領収書が発行されるものは、事業完了後に提出してください。

○経費項目間の流用は可能です。

○予算が余る場合は、契約金額の減額の変更をしてください。

○領収書・出納帳等(決算内容のわかる詳細資料)を提出してください。

原本は、実施者で5年間保管してください。領収書の日付は必ず契約期間内で記入してください。契約期間外の領収書は対象になりません。

○備品等資産(3万円を超える物)となるものについては、対象経費としません。

## 9 事業期間

平成28年8月上旬(契約締結後)から平成29年2月17日(金)までの間とします。

(1) 同一事業を継続して実施しようとする場合には、「対象となる事業」の年度毎の提案と審査を必要とします。

(2) 同一事業を継続して実施しようとする場合は、**5年を超えない範囲内で合計3回まで提案が可能**です。(3回を保証するものではありません。)

また、事業内容は前年の結果、成果をふまえ、事業内容に変化を加えた内容としてください。3回を超えて継続の必要がある場合は、担当課及び市民活動推進課との協議となります。

(3) 団体の通常活動としているものなど、応募の段階ですでに開始されている事業は対象になりません。

## 10 事前協議

応募に向けて、提案団体と事業担当課が提案内容について意見交換を行い、協議します。

- (1) 行政課題に沿った提案内容となっているか
- (2) 団体の役割や主体性が確認できているか
- (3) 事業計画(事業内容・予算計画)は適正か

## 11 応募方法

次の書類を作成し、所定の期限までに市民活動推進課へ提出してください。なお、事業の提案は1団体につき1件とし、提出された書類は返還しません。

必要書類は、市ホームページ(「協働のまちづくり」⇒「協働のまちづくり提案事業」)からダウンロードできます。

(1) 提出書類

- |                |                          |
|----------------|--------------------------|
| ① 事業提案申込書(様式1) | ⑤ 団体構成員名簿(様式5)           |
| ② 企画提案書(様式2)   | ⑥ 団体連絡簿(様式6)             |
| ③ 収支見積書(様式3)   | ⑦ 申告書(様式7)               |
| ④ 団体概要書(様式4)   | ⑧ その他、市が必要と認めるもの(定款、規約等) |

(2) 提出先

磐田市 市民活動推進課 協働・共生社会推進グループ

(〒438-8650 磐田市国府台3-1 TEL0538-37-4710)

(3) 応募期間

平成28年6月17日(金)まで(期日必着)

【お願い】提案事業の応募については、市民活動推進課へご相談ください。

## 1 2 審査・選定

提案された事業については、協働のまちづくり提案事業審査委員会において、書類審査、公開プレゼンテーションによる審査を行い、協働事業に適した事業を選定します。

なお、審査の基準は下記のとおりです。審査会不参加の場合は、審査の対象外となります。

- (1) 市民ニーズや社会的課題を適切に認識しているか
- (2) 市との協働委託事業として実施するにふさわしい事業か
- (3) 市民活動・事業者の協働事業として先駆的、先進的な事業か
- (4) 実行性が十分に感じられるか
- (5) 予算の見積もりは適正か
- (6) その他、市民活動の特性を生かせるか

### ○ 審査結果の発表

審査結果は、市ホームページで公開します。審査結果は、各団体へ後日、送付します。

## 1 3 仕様書作成・契約

提案審査会后、採用となった提案者と市が、提案された事業内容について話し合い、事業内容（仕様書の内容等）を確定し、委託契約の締結をします。

## 1 4 事業実施

採用団体は、協働委託契約に基づき事業を実施します。

- (1) 事業着手 事業は、契約締結後に実施してください。
- (2) 完了 事業が完了後、すみやかに次の書類を提出してください。
- (3) 提出書類・写真等

※事業報告会に資料として来場者へ配布します。写真等の利用についてご注意ください。

- ① 事業実績報告書（様式8）
- ② 事業報告書（様式9）
- ③ 収支決算書（様式10）
- ④ 成果品等（事業に係る主な場面の写真・パンフレット等の印刷物）

### (4) 支払い

委託料は、事業完了前に支払うことができます。支払日は、市と受託団体が協議の上決定するものとします。

### (5) その他

事業を周知するためのチラシ等の配布物を作成する場合は必ず「磐田市協働のまちづくり提案事業」であることを明記してください。

また、できる限り報道機関等への情報提供を行うよう努めてください。その場合も「磐田市協働のまちづくり提案事業」の事業であることを必ず明記し、取材の際には必ずその旨を伝えてください。

## 15 事業報告会

磐田市協働のまちづくり提案事業報告会を平成29年3月中旬に開催予定です。

## 16 情報公開

提案の申し込み及び事業報告に関する書類等は**原則公開**とします。公開方法は以下のとおりです。

- (1) 提案審査会・事業報告会及びホームページで公開します。
- (2) 団体所在地の住所、電話番号は原則公開とします。
- (3) 審査結果は、ホームページ等で公開します。
- (4) 審査委員会は、特に必要と認めるものを除き、非公開とします。

### 平成28年度 協働のまちづくり提案事業に関する流れ

～ 6月17日(金)	応募期間・事前協議(団体と担当課)
7月14日(木) 17:30～	提案審査会(公開プレゼンテーション) 磐田市役所 西庁舎 3階
7月下旬	選考結果通知
7月下旬～8月上旬	内容協議 (仕様書内容の調整、スケジュール、実施体制等)
8月上旬～中旬	協働委託契約締結
8月中旬～ 平成29年2月17日(金)	事業の実施
事業終了後	実績報告書 提出
平成29年3月中旬	事業報告会